

ケアマネジメントに関する基本方針

平成30年4月に和歌山県から居宅介護支援事業者の指定等に係る権限が移譲されたことにより、海南市では下記のとおりケアマネジメント及び介護予防ケアマネジメントに関する保険者としての基本方針を定めます。

1. 本市のケアマネジメントに関する基本方針は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」に準じます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）（抜粋）

（基本方針）

- 第1条の2 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
 - 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。
 - 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

2. 本市の介護予防ケアマネジメントに関する基本方針は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年老振発0605第1号）に準じます。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）（抜粋）

（基本方針）

- 第1条の2 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定介護予防支援の事業は、利用者的心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年老振発0605第1号）（抜粋）

2 介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものである。

地域において、高齢者が健康を維持し、改善可能な場合は適切な支援を受けて改善に向かい、もし、医療や介護、生活支援等を必要とする状況になっても住み慣れた地域で暮らし、その生活の質を維持・向上させるためには、高齢者一人一人が自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスとともに、介護予防、健康の維持・増進に向けた取組を行うことが重要となる。

総合事業においては、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点からも利用者の生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要である。

このようなことから、総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいくよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成していくこととなる。

3. 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」に係る本市の視点については以下のとおりです。

自立支援、尊厳の保持、利用者本位

- 課題分析標準23項目を基に、利用者及びその人を取り巻く環境について、多方面からの客観的な情報を収集しているか。
- 表面に現れている現象を「問題」として捉えるのではなく、問題を引き起こしている原因や背景を明らかにしていくことで「真の課題」を把握しているか。
- 自立に向けた支援、利用者のQOLを高める視点で課題を分析しているか。
- 利用者の目指すその人らしい生活を視野に入れた個別性のある明確な目標が設定され、長期目標及び短期目標が連動したものになっているか。
- サービス等が目標を達成する手段として適切な内容となっているか。

市では、「ケアプラン点検」、「地域ケア個別会議」、「実地指導」等の機会を通じて、保険者として介護支援専門員への支援を行います。

多職種連携

- 介護支援専門員のみの力では解決が困難な多様化・複雑化した課題について、アセスメント・モニタリングにより、要介護者等の状態に応じて必要な専門職種を見極め、各専門職と連携しているか。

市では、地域ケア個別会議等を通じ、介護支援専門員を中心とした、介護サービス事業所、市及び地域包括支援センター、専門職など多職種によるチームケアの編成を支援します。

地域資源等の活用（家族、フォーマル、インフォーマル）

- 介護保険制度の保険給付のみでなく、要介護者等の生活を支える家族を中心に、地域におけるフォーマル・インフォーマルサポート等の地域資源を最大限に活用しているか。

公平中立・公正中立

- 要介護者等との関係において、私的な感情や偏見にとらわれることなく、公平であるか。
- 要介護者等に提供されるサービス等が、特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることなく、利用者のニーズに沿った形で公正に提供されているか。